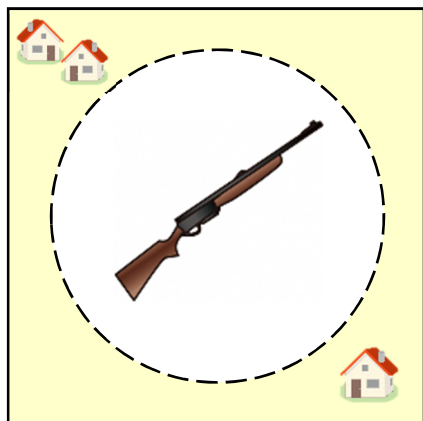
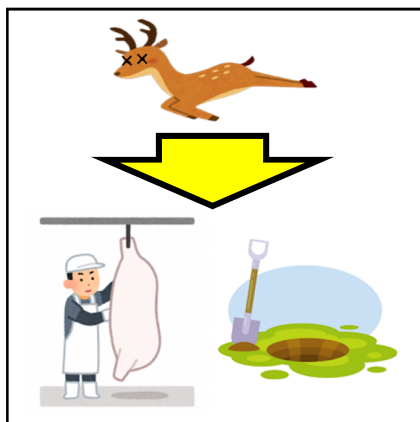


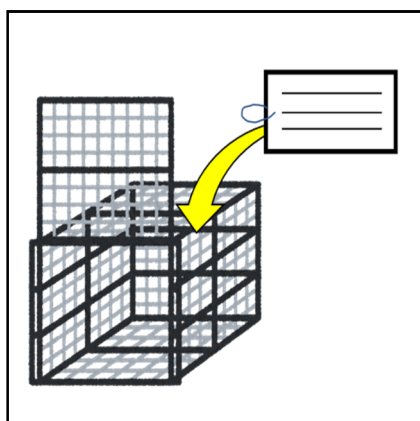
あなたが、
狩猟するにあたって…



矢先の**確認**を！ 適切な**処理**！



法令を守る！



標識をつける！

マナーのある
行動を！！



違反ゼロ！！

今年度のツキノワグマ狩猟については
別途ホームページにてお知らせします

11月15日から翌年3月15日まで

狩猟シーズンです

兵庫県

兵庫県での狩猟シーズンについて

11月15日～翌年2月15日まで（ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマを除く）

ただし、ニホンジカ、イノシシに限り、11月15日～翌年3月15日まで

今年度のツキノワグマの狩猟については別途ホームページにてお知らせします。

入山者の皆さんへ（お願い）

- たくさんのハンターや猟犬が入山します（特に休日等）のでご注意ください。
- なるべく目立つ服装で入山し、音の鳴る物（鈴など）を身につける等、事故防止にご協力ください。
- 「わな」は非常に危険ですので、設置の看板（標識）や「わな」がある場所には近づかないでください。

狩猟者の皆さんへ（お願いとお知らせ）

【狩猟全般】

- 法令を守り、違反や事故のない、正しい狩猟を行いましょ。
- 鳥獣保護区や銃猟禁止区域などの区域は昨年度と同じとは限りません。今一度確かめましょ。
- 果実等を所有者に無断で持ち帰ることは法律違反です。
また、空き缶やごみを捨てて帰ることのないよう良識をもった行動をしましょ。
- 捕獲後は、個体を適切な方法で処理してください。（山に残渣を放置しないなど）
※搬出し、できるだけ有効活用しましょ。
- 猟仲間同士による事故防止のため、目立つ帽子や服装を心がけましょ。
- 兵庫県では、「出猟カレンダー」等による捕獲数、目撃数情報を収集しています。
生息数動向把握の重要な物差しの一つとなりますので、登録証返納時に必ず提出してください。
- もし事故が起こった場合は、直ちに①警察、②市町・県農林振興事務所に連絡してください。
- 兵庫県内のメスマドリ及びメスキジについては、捕獲が禁止されています。
- 毎年1月中旬に環境省主催により「ガン・カモ調査」が全国で実施されています。
今年度、兵庫県では1月8日から22日に当該調査が行われる予定ですので、狩猟者の皆さんには、この期間のカモ猟の自粛をお願いします。

【銃 猟】

- 銃による事故が発生しています。銃猟にあたっては、必ず矢先の安全確認をしてください。
また、住居が集合している地域、人、建物、自動車など弾丸が到達するおそれのある方向への銃猟も禁止されています。（法第38条）
- 猟犬による事故が発生しています。猟犬を放す際は、①安全確保できる人員の配置、②獲物を嗅ぎつけてから放すこと、③噛みつき癖のある猟犬は使用しないことを徹底してください。
- 全ての飼い犬（猟犬を含む）は、犬の登録と毎年の狂犬病ワクチン接種が「狂犬病予防法」により義務づけられています。詳しくは、お近くの市役所又は町役場までお問い合わせください。
- 適正なドッグマーカーの使用を心がけましょ。

【網・わな猟】

- 網、わなには、住所、氏名等、法令で定められた標識をつけましょ。
- 同時に設置できるわなは30個以内です。場所を忘れないよう地図などに記録しておきましょ。
- くくりわなについては、輪の直径が12センチメートルを超えるもの、締め付け防止金具のないものは使用できません。（ただし、淡路地域では、ニホンジカ及びイノシシについて輪の直径の制限は解除）
また、ニホンジカ及びイノシシにあつては、これに加えワイヤの直径が4ミリメートル未満のもの及びよりもどしのないものも禁止です。
- とらばさみについては、平成19年度から使用が禁止となっています。